

答 申 第 9 3 7 号
令和 3 年 5 月 10 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、令和 3 年 5 月 10 日付け神環業第 197 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市大型ごみ受付システムにおけるインターネット受付の
キャッシュレス決済導入に伴うオンライン結合について
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して)

- 1 大型ごみの収集をインターネットで申込まれる方に対して、手数料の支払方法にクレジットカード等による支払いを可能にするため、人型ごみ受付システムと決済会社との間でオンライン結合を行うことは、利用者の利便性の向上が期待でき、市民サービスの向上に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に関わる者への研修を十分に行うとともに、システム及び運用の両面にわたり適切な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

神戸市大型ごみ受付システムにおけるインターネット受付の
キャッシュレス決済導入に伴うオンライン結合について
(条例第 12 条「電子計算の結合の制限」に関して)

別紙
答申 937

【手数料のキャッシュレス決済情報】(インターネット受付に限る)

- ・ オーダーID
- ・ 手数料合計額
- ・ 決済方法
- ・ 決済状況